

# 販売預託商法の被害防止対策 ～預託法改正の最新動向～

NACSウェルカム研修講座  
2021年3月13日10:00～12:00

---

弁護士 石戸谷 豊

# はじめに

---

- I 預託商法とは
- II 背景を考える
- III 改正法案の考え方とポイント
- IV おわりに ～ 全体を総括して

# I 預託商法とは

---

# 預託商法の仕組み

売買契約

売買代金

消費者

配当

豊田商事

運用

商品の買取or返還

商品預託

預託契約

○ 現金化して運用  
(豊田商事型)

○ 動物の飼育等  
(和牛商法型)

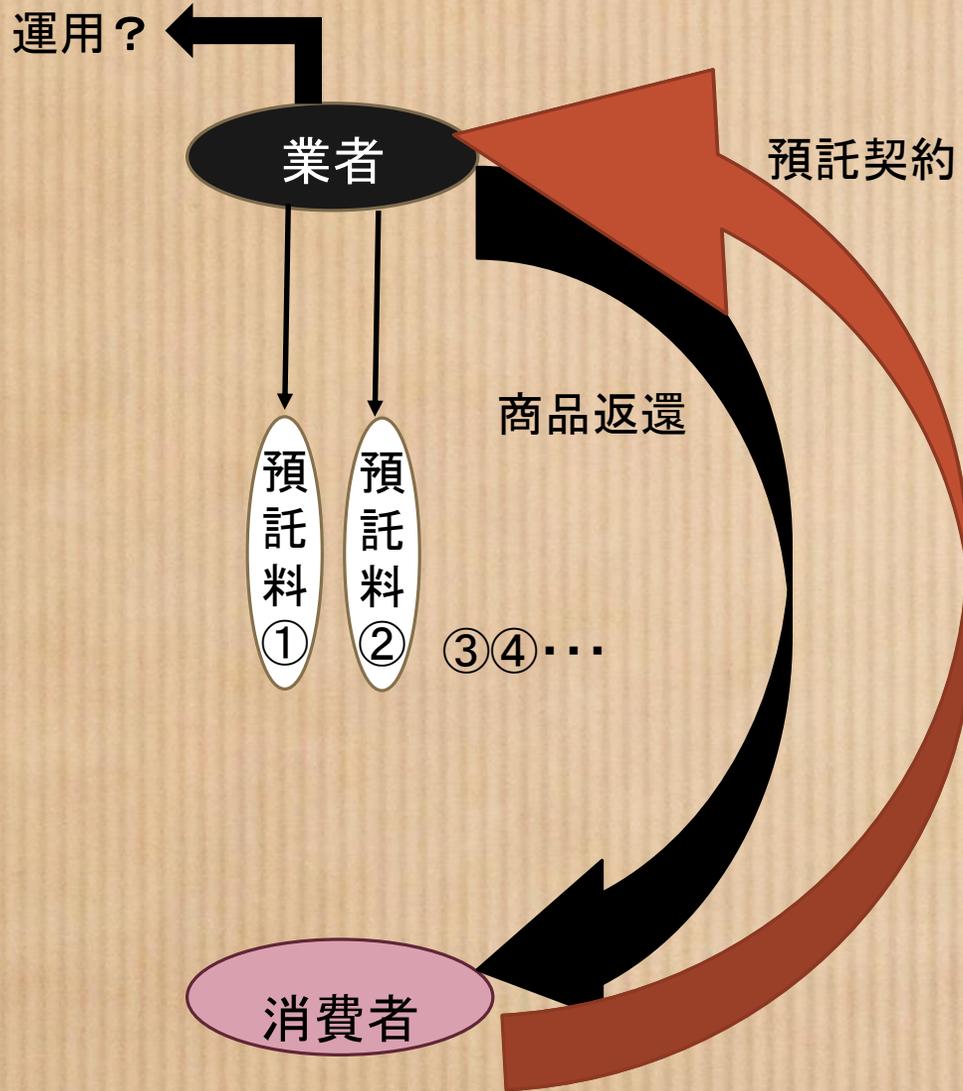
○ レンタルリース等  
(ジャパンライフ型)

# 現行預託法(1986年)の概要

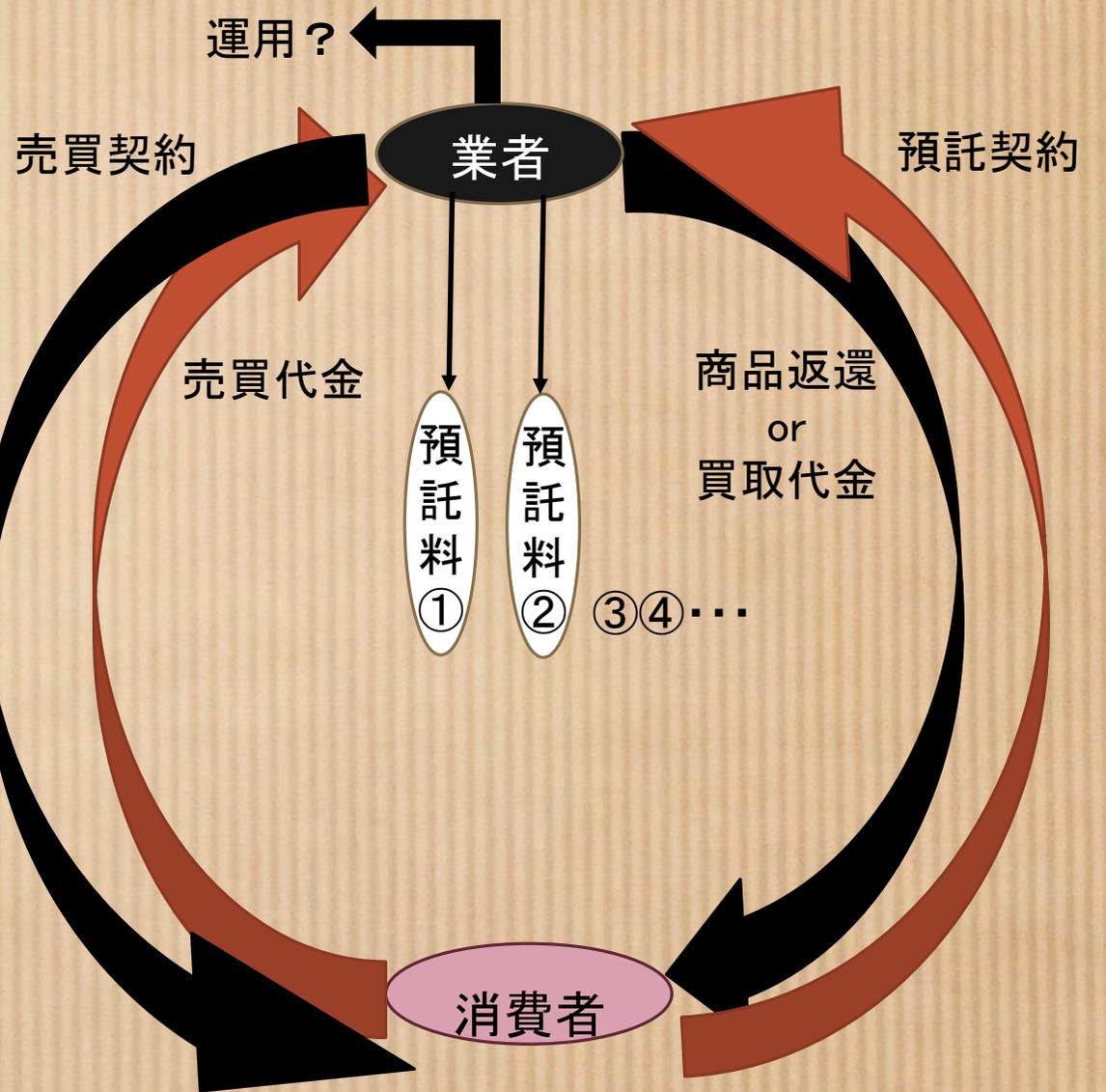
適用対象の考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>○政令指定商品制</li><li>○府令で定める期間(現行3か月以上)、商品を預託し、利益を供与することを約する契約</li><li>○同じく一定の価格で買い取ることを約する契約</li></ul>
規制内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○参入規制はなく、行為規制</li><li>○書面交付義務(3条)</li><li>○重要事項につき不実告知・不告知の禁止(4条)</li><li>○威迫行為・債務の履行拒否等不当行為の禁止(5条)</li><li>○業務・財務書類の閲覧等(6条)</li></ul>
民事効	<ul style="list-style-type: none"><li>○クーリング・オフ(8条)</li><li>○中途解約権(9条)</li></ul>
監督	<ul style="list-style-type: none"><li>○立入調査等(10条)</li><li>○業務停止・指示処分(7条)</li></ul>

➡ 政令指定制を始め、特商法よりレベルが低い

# 預託法



# 預託商法



# 預託法で被害防止できず ～和牛預託商法（1）

’95頃から業者が多数参入（当初、和牛は政令指定商品ではなかった）

’97. 3. 14 農水省通達 「家禽オーナーシステムについて」

’97. 7. 25 政令指定商品に家禽類を追加

続々摘発（出資法違反・詐欺等）

’97年9月 はるな牧場：懲役1年6月（執行猶予3年）

’98年3月 軽井沢ファミリー千紫牧場：懲役5年（詐欺と出資法違反）

同 年7月 みちのく都路村共済牧場：懲役2年・罰金100万円

’99年4月 ジェイファーム：懲役2年

’00年3月 ふれあいランド共済：懲役2年（執行猶予3年）等

’03年6月 和牛の里：詐欺で逮捕（元本保証の確定利回り）

同年同月 ヨコハマエンタープライズ：出資法で逮捕

’10年1月 ふるさと牧場：懲役12年（組織的詐欺）

# 預託法で被害防止できず ～和牛預託商法（2）

安愚楽牧場事件（被害者7万人：被害額4200億円）

- `11年9月6日 民事再生手続開始決定
- 同年11月8日 民事再生手続廃止・保全管理命令
- 同年11月30日 消費者庁が景品表示法違反として措置命令
- 同年12月9日 破産手続開始開始決定

（刑事事件は`14年1月に地裁判決、`14年10月高裁判決、懲役2年6月/2年）

- `14年3月12日 破産手続終了
- `14年5月30日 国賠訴訟提起 ～

# 預託法で被害防止できず

## ～ジャパンライフ

- 2003年11月            ジャパンライフが預託商法開始
- :
- :
- 2013年9月            預託法の適用対象商品に磁気治療器、健康食品等を追加指定
  
- 2016年12月16日    行政処分①        預託取引、訪問販売(売買、役務提供)、連鎖販売の各類型につき、3か月間の取引停止
- 2017年3月16日    行政処分②        預託取引、訪問販売(売買)、連鎖販売の3取引類型について9か月間の取引停止
- 2017年11月17日   行政処分③        業務提供誘引販売について、12か月の取引停止
- 2017年12月15日   行政処分④        連鎖販売、預託取引について、12か月の業務停止
  
- 2018年2月9日     東京地方裁判所に破産申立
- 2018年3月1日     破産手続き開始決定
  
- 2019年4月25日    強制捜査(業務提供誘引販売における事実不告知)
- 2020年9月18日    山口ら14名逮捕(詐欺)
- 2020年10月8日    山口隆祥を詐欺で起訴、全員再逮捕
- 2020年10月29日   山口隆祥を詐欺で追起訴、12名を出資法違反で起訴

## Ⅱ 背景を考える

---

金融・投資取引の法整備 ～歴史で見る日米比較～

# 大恐慌と米国法の整備

- ① 1933年証券法
  - 情報開示義務 ～証券募集時の登録届出(F T C)、目論見書交付
  - 不実表示の民事責任
  - 無登録の証券発行の民事責任など
- ② 1934年証券取引所法
  - S E Cの設立
  - 証券取引所、証券業者の規制
  - 詐欺的証券取引の禁止
  - 公開会社に対する継続開示義務
- ③ 1933年銀行法（グラス・スティーガル法）
  - 銀行業と証券の分離

⇒ 公正・健全な資本市場でないと、投資家は投資しなくなり、証券の発行体は効率的な資本調達ができなくなる。

## 証券法2条(a)項(1)号：「証券」

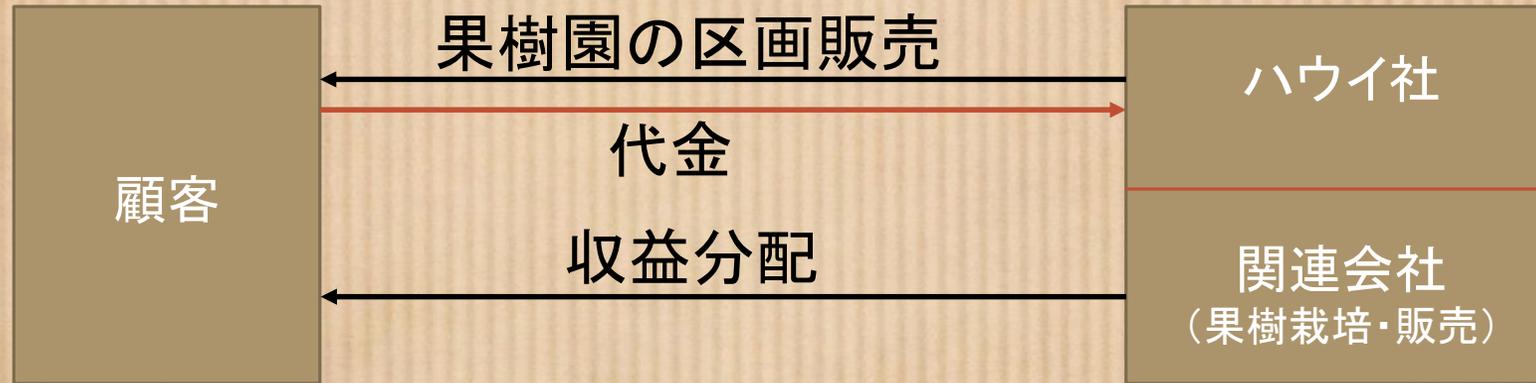
「ノート (note)、株式 (stock)、自己株式 (treasury stock)、担保付社債 (bond)、無担保社債 (debenture)、債務証券、利益分配契約における権利または参加権を表示する証券、証券担保信託証券 (collateral-trust certificate)、会社設立前の証券または引受権、譲渡可能持ち分、投資契約 (investment contract)、議決権信託証券、証券預託証券、石油・ガス・その他の鉱業権の分割しえない部分的権利、証券・預金証券・証券の集合もしくは指標に対するプット・コール・ストラドル・その他の権利、国法証券取引所に上場されている外国通貨に関するプット・コール・ストラドル・その他の権利、一般に「証券」として知られている権利または商品 (instrument)、以上のものについての権利証券 (certificate of interest)・参加権証券・仮証券・領收証・保証証券・引受または購入権証券」

黒沼悦郎「アメリカ証券取引法」(弘文堂)18～による

# 「証券」(投資契約)と販売預託商法

～ハウイ事件 連邦最高裁判決(1946)

(仕組み)



(判旨) ハウイ社の勧誘は証券法上の募集にあたり、登録が必要  
(SECの差止請求を認容)

# 投資契約 についての Howey 基準

## ① 金銭出資の要件

1979年連邦最高裁判決で金銭出資に限定されないことが明確にされている

藤田友敬「有価証券の範囲」金融商品取引法研究会研究記録第25号（日本証券経済研究所）

## ② 共同事業の要件

水平的共同事業基準と垂直的共同事業基準

## ③ 投資家の受動性の要件

もっぱら他人の努力による → 相当緩やかに運用

## ④ 収益または分配の要件

(注) 法形式よりも経済実態を重視して証券性を判断（黒沼前掲）

# 日本の場合

1927年 銀行法

多数の銀行が倒産 → 銀行不信が背景

- 株式会社化と最低資本金法定
- 他業禁止 役員の兼職規定

1937年 臨時資金調整法 → 設備資金配分の統制（軍需産業を融資の最優先に）

1938年 国家総動員法

- 会社利益配当 及び 資金融通令

→ 配当規制

→ 大蔵大臣の日本興業銀行に対する融資命令権

- 銀行等資金運用令

→ 興銀以外の金融機関にも融資命令可能

- 株価統制令

1942年 日本銀行法

(1条) 日本銀行ハ国家經濟總力ノ適切ナル發揮ヲ図ル為 国家ノ政策ニ即シ通貨ノ調節、  
金融ノ調整及信用制度ノ保持育成ニ任ズルヲ以テ目的トス

(25条) 日本銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ信用制度ノ保持育成ノ為必要ナル業務ヲ行フコト  
ヲ得

1943年 日本証券取引所法

全国11の株式会社組織の取引所を統合、特殊法人化

⇒ 国の日銀・銀行による融資を通じた資金配分

# 戦前・戦後の金融制度の連続性

野口悠紀雄「1940年体制～さらば戦時経済」（東洋経済新報社）

## 日本銀行法（1997年全面改正）

1942年に戦時立法として制定された旧日本銀行法を「独立性」と「透明性」の向上を理念に全面的に改正（日銀HP）

## 銀行法

### ○ 1981年改正（全面改正）

～行政指導から法律に基づく行政へ（37条～66条へ）

今日の視点から見ると、50年ぶりの銀行法改正としては技術的手直しに終わったとの印象が強い。国債の窓販・ディーリング問題にエネルギーを使い果たし…大きな枠組みの再構築には必ずしも成功したとはいえない。

西村吉正「金融システムの改革50年の軌跡」（金財）

## 1992年 金融制度改革法

- ・ 業態別子会社方式
- ・ 有価証券概念の整備

日本での議論は、業態別子会社方式がよいかどうかといった形式についての議論が中心で、将来銀行業務や証券業務はどうなっていくのか、それに応じた銀行規制や資本市場の規制の在り方は何かといった議論はほとんどなされないまま制度改革が行なわれた。（西村前掲：神田秀樹教授の指摘を引用して）

## 1998年 金融システム改革法

逆風の環境で「正論」が通りやすいという状況  
(西村前掲)

## 証券取引法

不発に終わったGHQの金融制度改革だが、証券取引所法は廃止され、  
米国法を母法とする新法を制定

- 昭和22年 証券取引法
- 昭和23年 証券取引法（同年5月6日施行）
  - ・ 証券取引委員会（日本版SEC）設置
  - ・ 金融機関から証券業務（引受業務等）分離
  
- 昭和27年 サンフランシスコ講和条約の発効後、一連の行政機構改革が実施され、  
日本版SECも廃止され、証券取引審議会が設置された（平成10年に金融審議会に統合）。

○ 昭和40年改正

証券恐慌と山一証券の救済（旧日銀法25条）

→ 登録制から免許制に

監督体制の強化（理財局証券部 → 証券局）

→ 銀行等の金融機関と並んで護送船団に組み入れ

○ 米国法とは違い、日本法の証券は伝統的な有価証券という限定列挙であった

## 日本版ビッグバン（1996年11月11日橋本首相指示）

### ～ 間接金融から直接金融へ

ビッグバンとは市場改革であって銀行改革ではない。

銀行経営の将来像が示されていないとか包括的に金融商品を網羅した消費者保護策が示されていないといった批判に対しては、元来そこまで意図していない。（大森泰人「金融システムを考える」（金財））

## 金融商品取引法（2006年6月公布・2007年9月完全施行）

### ～ リスクが同じ程度なら、同じ程度に投資家は法的に保護される。

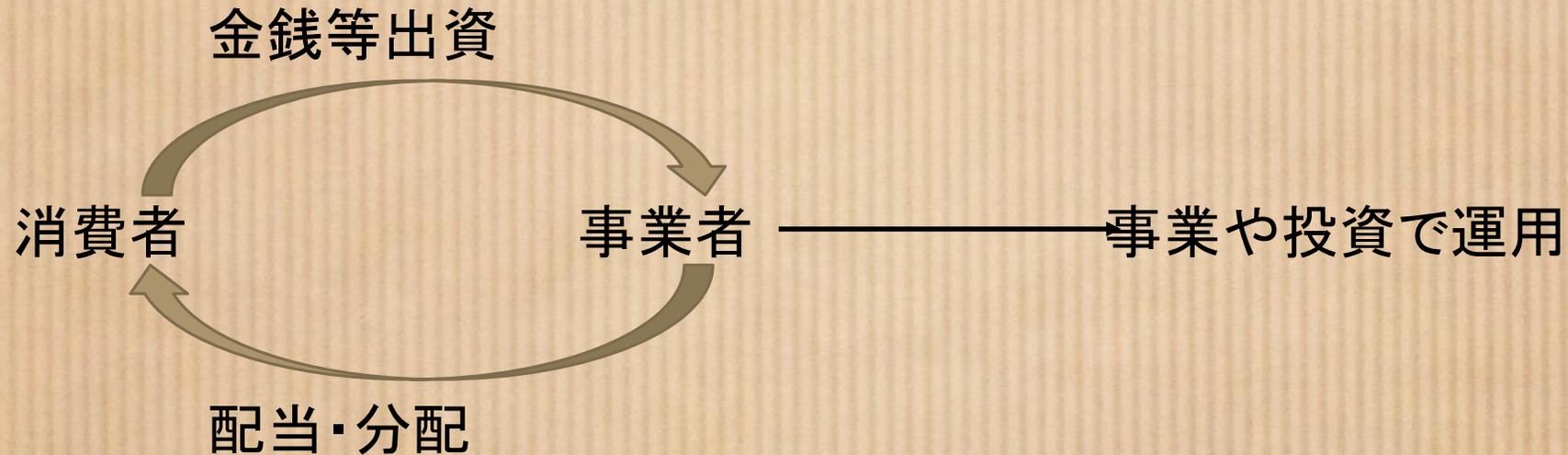
だから安心して参加してくださいという体制にしておくのが貯蓄から投資に向けた基本インフラになります（同）

## Ⅲ 改正法案の考え方とポイント

---

## 集団投資スキーム(2006年金融商品取引法)との関係

集団投資スキームは、事業への金銭等の出資、その事業から生じる収益の配当・財産の分配を受ける権利を広く含む概念



※ 金銭等: 金銭 + 金銭に類するもの(政令指定制)

## 広義の集団投資スキームと適用除外

適用除外	狭 義
<p>○ 狭義の有価証券(伝統的な有価証券)</p> <p>国債、地方債、社債、株券、投資信託の受益証券などであり、法2条1項の1号から21号までに規定されている</p> <p>※Jリートはここで除外されている</p>	狭義の集団投資スキーム
<p>○ みなし有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 有価証券表示権利と電子記録債権</li><li>・ 2項有価証券</li></ul> <p>※不動産特定共同事業はここで除外される</p>	

非常に広い概念で、株式や社債等の伝統的な有価証券を含んでしまうので、逆にそれらを除外することとしている。

# 非常に広い概念なのになぜすき間があるのか？

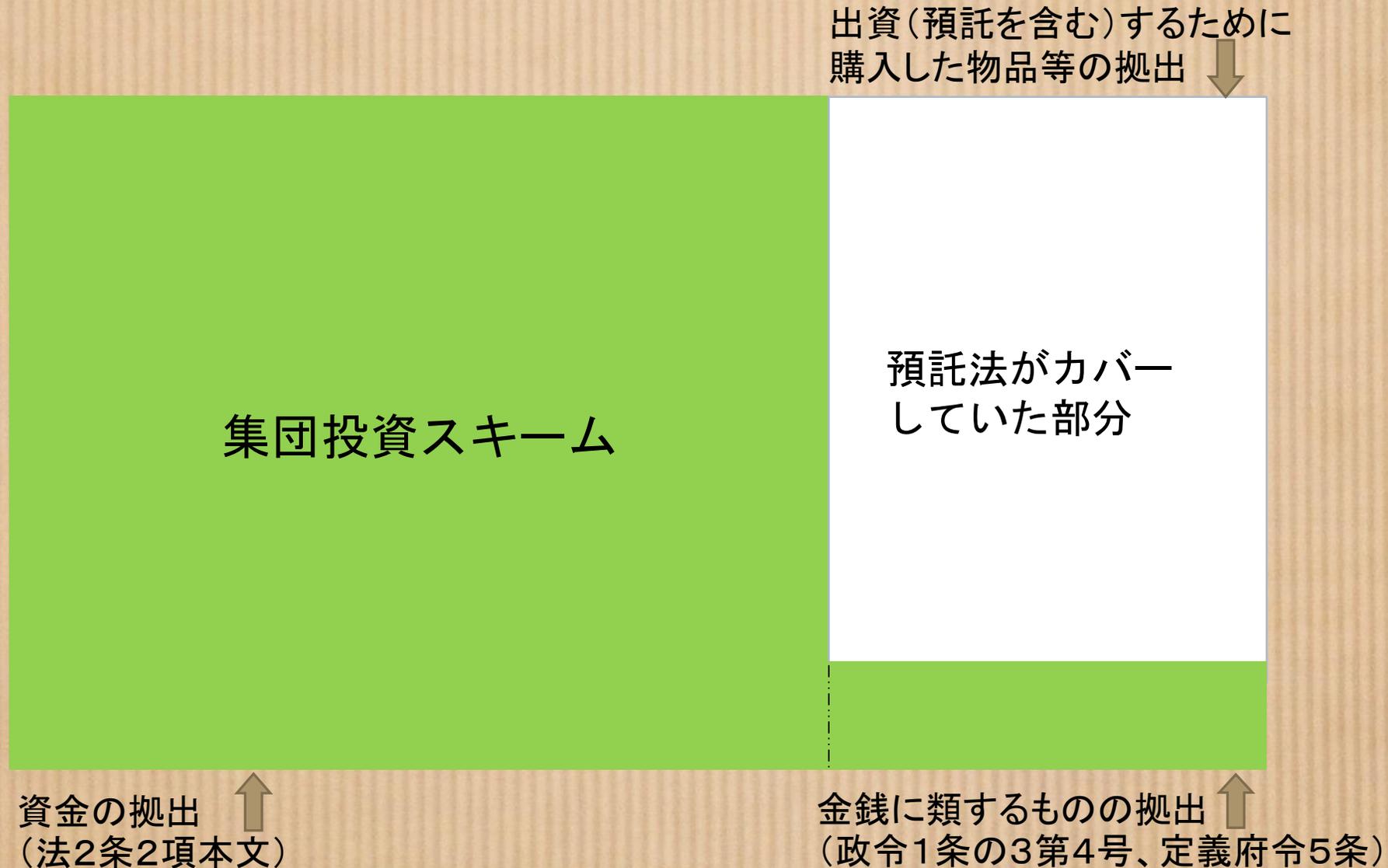
米国法(前掲) 出資が金銭であることは要件とされない

金商法(前掲) 金銭またはこれに類するものとして政令で定めるものに限定されている。

## 金銭に類するもの(施行令第1条の3)

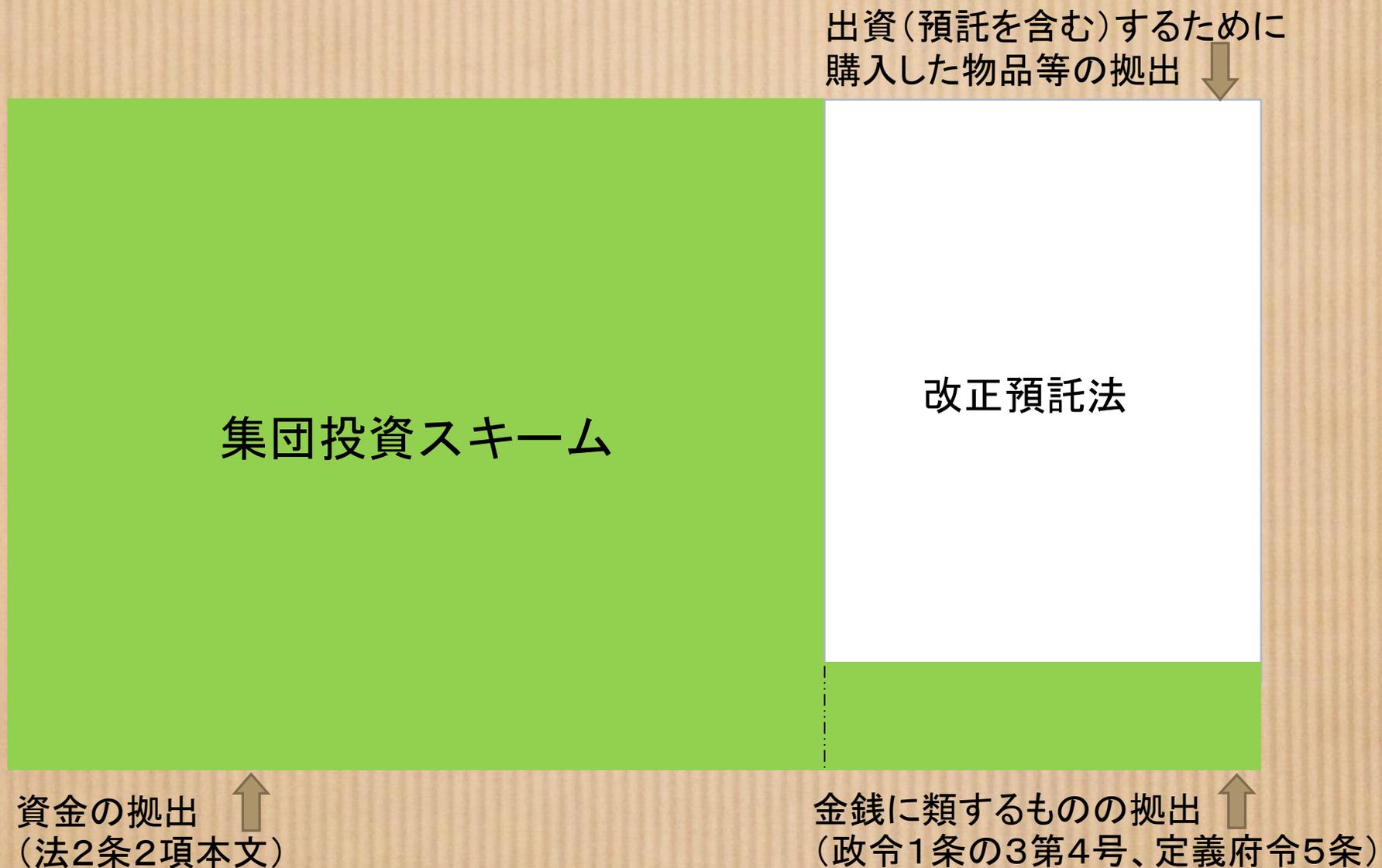
1号	有価証券
2号	為替手形
3号	約束手形
4号	法第2条第2項第1号、第2号、第5号又は第6号に掲げを有する者から出資又は拠出を受けた金銭(前3号に掲げるものを含む。)の全部を充てて取得した物品(当該権利を有する者の保護を確保することが必要と認められるものとして内閣府令で定めるものに限る。)
5号	前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府で定めるもの

4号は、金銭ではなく物品である。定義府令5条は、競走用馬を指定している。



# 法整備の考え方（2）

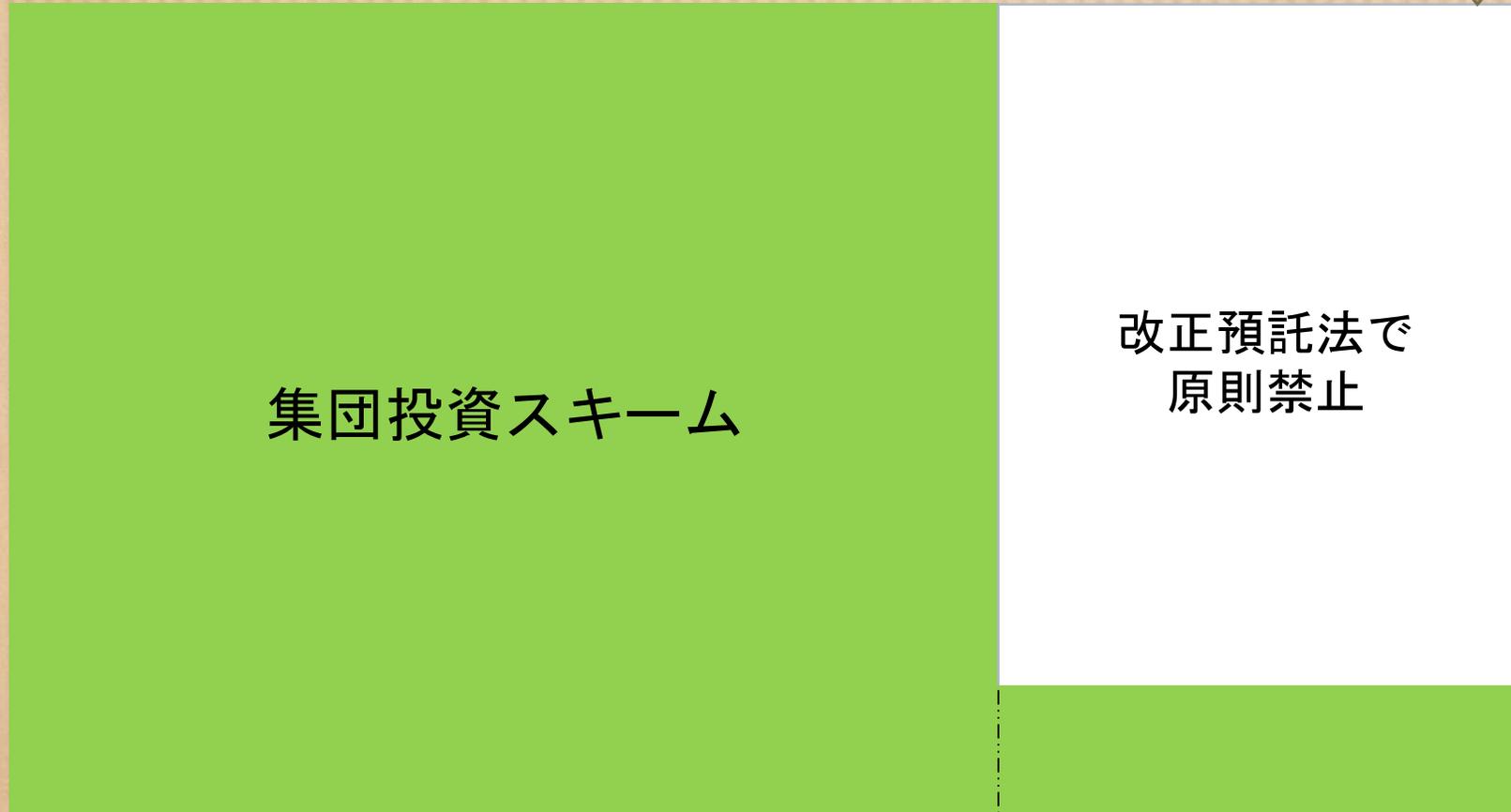
# 金商法と改正預託法ですき間なくカバー



# 法整備の考え方（3） 改正預託法で販売預託を原則禁止

金商法（集団投資スキームと改正預託法ですき間なく）

出資（預託を含む）するために  
購入した物品等の拠出 ↓



集団投資スキーム

改正預託法で  
原則禁止

資金の拠出 ↑  
(法2条2項本文)

金銭に類するものの拠出 ↑  
(政令1条の3第4号、定義府令5条)

# 消費者庁検討会報告書の考え方

2020年8月19日「特定商取引法及び預託法の  
制度の在り方に関する検討委員会」報告書

預託法を次の観点から見直す

- ① 販売を伴う預託取引を原則禁止とする  
～ 適用除外は必要最小限の範囲とする
  
- ② 各種規制を特商法の水準に引き上げる
  - ・ 指定商品制の撤廃
  - ・ 勧誘規制の強化
  - ・ 広告規制の新設
  - ・ 合理的根拠を示す資料提出
  - ・ 民事ルールの充実
  - ・ 業務禁止命令の導入
  - ・ 適格消費者団体の差止請求権の新設

# 1. 販売を伴う預託等取引

このように販売を伴う預託等取引契約については、本質的に反社会的な性質を有し、行為それ自体が無価値（反価値、“Unwert”）であると捉えるのが相当であることから、預託法において、原則とすべきである。その前提で禁止の対象となる範囲の明確化等を実務的に検討すべきである。当該禁止に違反する事業者に対し、十分な抑止力を持った法定刑を設けるとともに、締結された契約については民事上無効とすることが必要である。

現行においても預託法の適用を受けないこととされている金融商品取引法及び信託業法等に基づくもののほか、他法令に基づく枠組みの下で消費者保護の観点からの規制が既に行われている場合等を対象に必要最小限の範囲で預託法の規定の適用除外を設ける方向でその範囲の明確化等を実務的に検討すべきである。同時に、当該適用除外を設ける場合は、規制の潜脱防止を確実に図ることが不可欠である。

## 2. 預託法を見直す点

また、特定商品の預託を規律する現行の預託法については、特定商品制を撤廃するとともに、勧誘規制の強化、広告規制の新設、勧誘の際に告げた事項又は広告で表示した事項(例えば、財産上の利益の捻出のための運用に関する事項等)に係る合理的な根拠を示す資料の提出及び当該資料が提出されない場合の行政処分の適用に係る違反行為が行われたものとみなす規定の新設、民事ルールの充実、適格消費者団体による差止請求の規定の新設、業務禁止命令の導入など、法制定以来となる抜本的な見直しを行うことが必要である。これによって、消費者被害の未然防止を図り、法執行を迅速かつ厳正に実行するための法的基盤を確立することが重要である。

# 改正法案(全体像)

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 預託等取引

第1節 預託等取引に関する規制（第3条—第6条）

第2節 預託等取引契約の解除等（第7条・第8条）

第3章 販売を伴う預託等取引の禁止等

第1節 勧誘等の禁止等（第9条—第13条）

第2節 契約の締結等の禁止等（第14条—第16条）

第3節 販売を伴う預託等取引に関する解除等の特則（第17条）

第4章 違反に関する措置等（第18条—第25条）

第5章 雑則（第26条—第31条）

第6章 罰則（第32条—第38条）

附則

## 第3章の販売勧誘規制(概要)

### 1 勧誘段階の確認

事前に当局の確認を得ないで勧誘することを禁止

### 2 契約段階の確認

1とは別に個別顧客との契約について確認を得ないで締結することを禁止

### 3 1と2の確認については予め消費者委員会の意見を聴く

### 4 1と2の確認を受けない契約は無効とする

### 5 罰則については後述

# 勧誘段階の確認審査

## ～次の適切性

- ① 売買契約の価格
- ② 顧客に供与される財産上の利益・内容
- ③ 契約によって供与される財産上の利益の総額の見込額
- ④ 管理体制
- ⑤ 債務履行の経済的基礎
- ⑥ その他府令で定める事項

# 契約段階の確認審査

## 1 勧誘段階審査の①～③

## 2 顧客の知識、経験、財産の状況及び

当該売買契約を締結し、又は当該預託等取引を締結し、若しくは更新する目的に照らして、

当該売買契約の締結又は当該預託等取引契約の締結若しくは更新が顧客の財産上の利益を不当に侵害するものではないこと。

# 定義のポイント 禁止の対象範囲

	現行法	改正法	確認事項
商品	政令指定商品	物品	不動産の扱い
役務			役務の預託はあり得るか？
権利	政令で指定する施設利用権	①政令で指定する施設利用権 ②物品の利用に関する権利、引渡請求権、その他これに類する権利	①②以外の権利はないか？

# 物品と不動産

## ① 不動産特定共同事業法

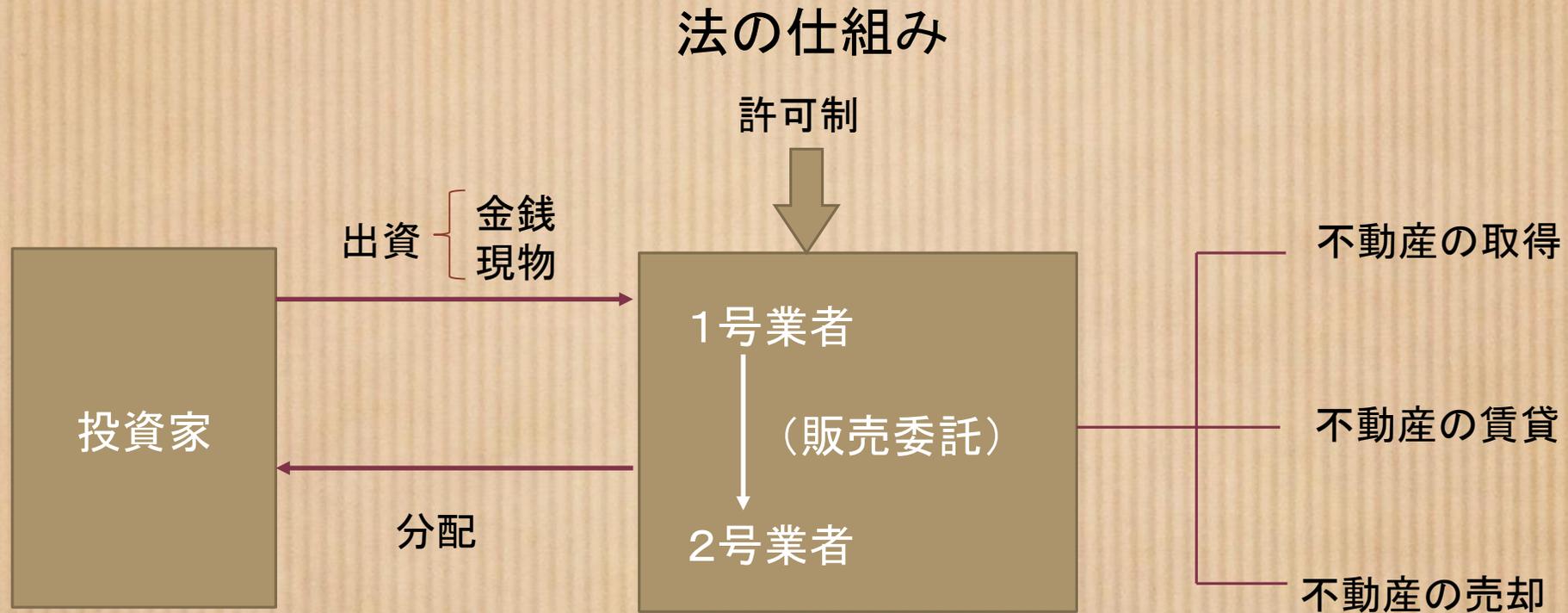
- 対象を不動産に限定している反面、出資については金銭出資のほか現物出資も含んでいる。
- 宅建業者による共有持分の販売と賃貸借(いわば、不動産版の販売預託取引)も規制対象としている。
- 「共同事業」が要件であり、単独所有であるもの、宅建業者によらない場合は対象外。
  - ➡ 区分所有権について見直しが検討されている

## ② 賃貸住宅の管理業務の適正化に関する法律

サブリースの規制が入ったので、単独所有でも適用がある。

# 不動産特定共同事業法(1994年)

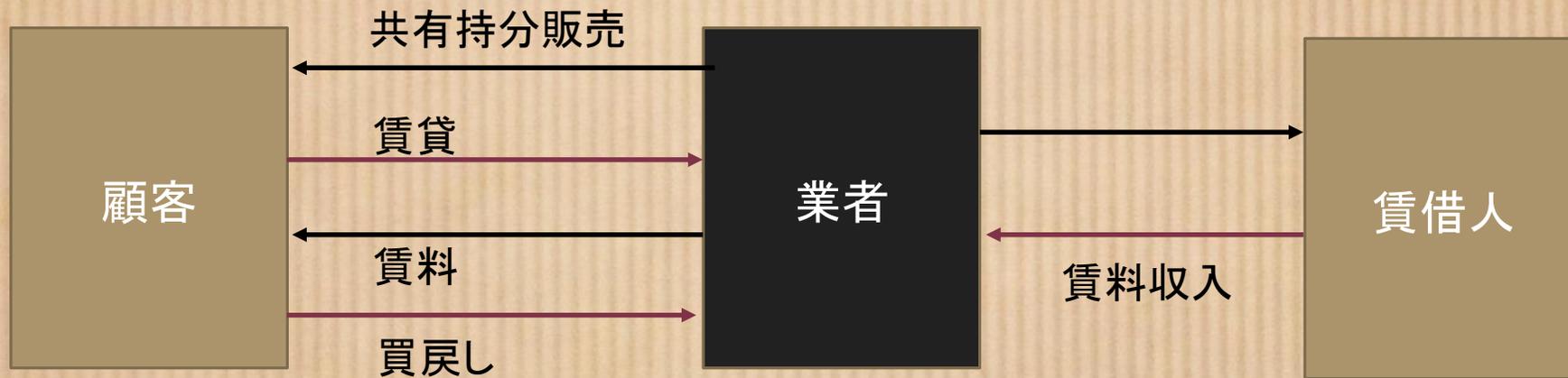
～不動産を対象にした本格的なファンド法整備



# 不動産版の販売預託商法の登場

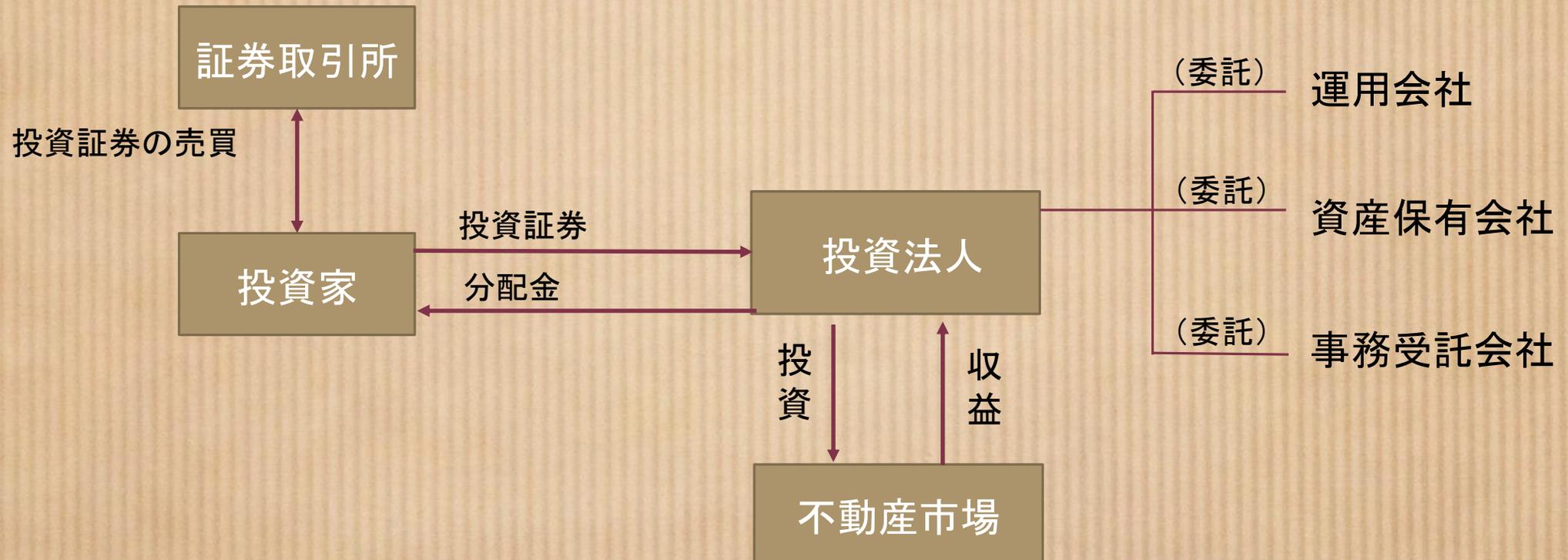
1960年代後半～不動産版の預託商法が社会問題化

## マンション共同経営事件



# 投資信託及び投資法人に関する法律(2000年改正投信法) ～不動産投資信託(Jリート)の登場

## Jリートの仕組み(登録制)



# 定義のポイント 「販売」をともなう「預託」

販売と預託を分解した取引形態については、密接関係者(府令事項)で規制

特商法66条2項は、「関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者」を密接関係者として、報告徴収、物件提出、立ち入り調査等の対象としている。これを受けて、政令17条の2が対象者と報告又は資料の提出を命じることができる事項を定めている。

- ① 特定継続的役務提供に規定する関連商品の販売を行う者
- ② 業務提供誘引販売取引に係る業務の提供を行う者
- ③ 購入業者が訪問購入に係る売買契約の相手方から引渡しを受けた物品の引渡しを受けた第三者
- ④ 販売事業者等が行う特定商取引に関する事項であって、顧客若しくは購入者若しくは役務の提供を受ける者、連鎖販売取引の相手方又は業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものを告げ、又は表示する者
- ⑤ 販売業者等の子法人等、販売業者等を子法人等とする親法人等。販売業者等を子法人等とする親法人等の子法人等又は販売業者等の関連法人等

→ 政令17条の2、 施行規則58条に詳細な規定がある。

# 抑止力ある罰則

## (主な罰則)

① 確認を受けない勧誘等	行為者	5年以下懲役、 500万円以下の罰金、併科
② 確認を受けない契約等	法人	5億円以下の罰金
③ 不正手段による確認		
不当勧誘	行為者	3年以下懲役、 300万円以下の罰金、併科
	法人	1億円以下の罰金
取引停止、業務禁止、 特定関係法人業務停止等	行為者	3年以下懲役、 300万円以下の罰金、併科
	法人	2億円以下の罰金

# 組織的犯罪処罰法

確認を受けない勧誘等に対し5年以下の懲役刑が定められたため、組織的犯罪処罰法の適用対象となる。



犯罪収益の没収の対象となり、被害回復給付金支給制度が使えることになる。

# 消費者裁判手続特例法の改正

特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を活用したくとも  
資料が入手できない事態

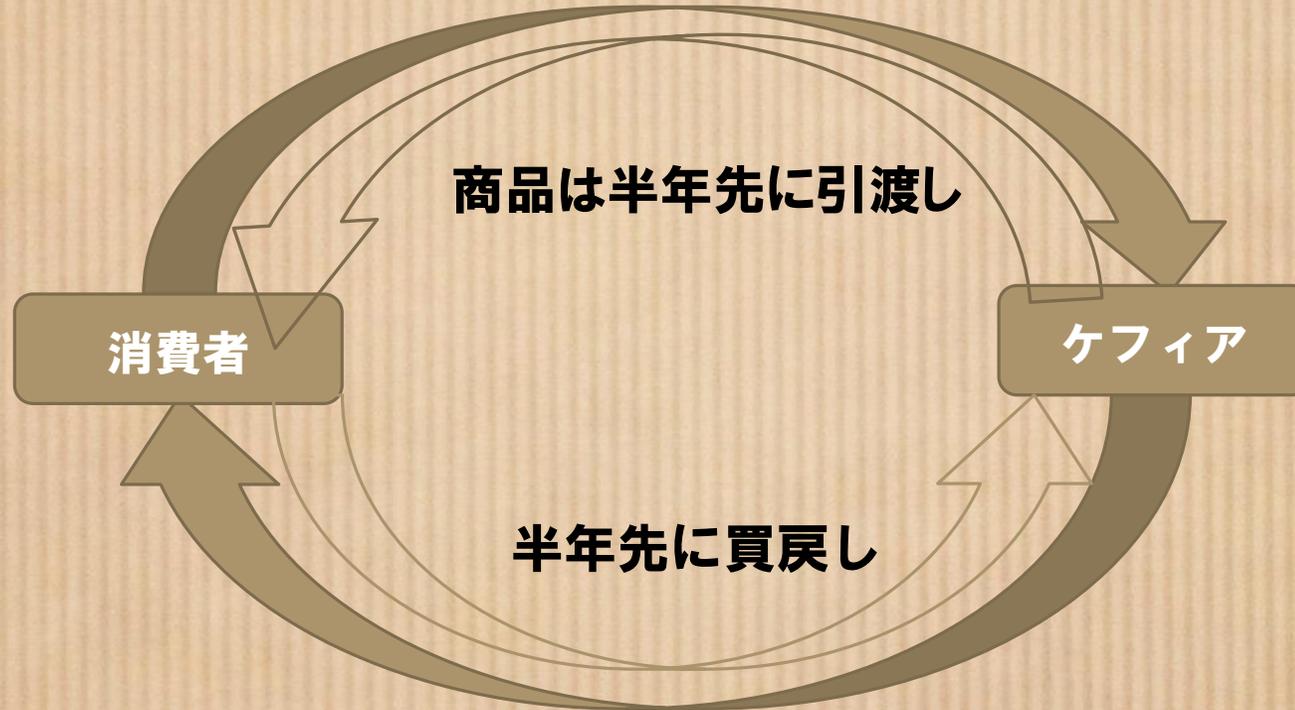


消費者庁に行政処分に関して作成した書類の提供を要求し、消費者庁  
が提供することができることとした（法91条）

# 課題 ケフィアの類型に対応できる規制

ケフィアの例

売買代金  
(200万円)



買戻代金  
(220万円)

## ○ 問題の所在

### 販売預託契約の定義

- ① 販売 + 一定期間の預託 + 返還
- ② 販売 + 一定期間の預託 + 代金支払等
- ③ 販売 + 一定期間の預託 + 一定価格での買戻し

### ケフィア

販売 + 一定期間の後引渡し + 直ちに買戻し

## 早期に被害防止するために(今後の課題)

### (1) 消費者庁の破産申立

- ・ 業務停止処分は、営業の一部を一定期間止めるだけであり、ジャパンライフの営業全体を止めることができなかった。
- ・ 消費者庁の破産申立権の議論は止まったままになっている。

➡H25.6 消費者の財産被害に係る行政手法研究会

「行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠蔽・散逸防止策について」

### (2) 特定適格消費者団体の破産申立

この商法は、ある意味初めから債務超過で破綻必至である。

従って、破産申立権がないと消費者裁判手続き特例法は実際問題として使えない。

## IV おわりに ～ 全体を総括して

---

# 消費者行政推進基本計画

## ～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～

明治以来、我が国は各府省庁縦割りの仕組みの下それぞれの領域で事業者の保護育成を通して国民経済の発展を図ってきたが、この間「消費者の保護」はあくまでも産業振興の間接的、派生的テーマとして、しかも縦割りの的に行われてきた。しかし、こうした古い行政モデルは見直しの対象となり、規制緩和など市場重視の施策が推進されるようになった。その結果、今や「安全安心な市場」、「良質な市場」の実現こそが新たな公共的目標として位置づけられるべきものとなったのである。それは競争の質を高め、消費者、事業者双方にとって長期的な利益をもたらす唯一の道である。

平成20年6月27日 閣議決定

# 令和2年8月19日 報告書

## 特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会

現下の社会経済情勢を鑑みると、消費者の不安を払拭して取引の安全を確保する、さらに我が国の消費者取引全体の信頼性、透明性、公正性を確保していくことの重要性がかつてないほどに高まっている。 （“Ⅶおわりに” から）